

北海道告示第 11321 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 41 条第 2 項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項を次のとおり変更した。

令和 5 年（2023 年）9 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 申請年月日
令和 5 年（2023 年）9 月 13 日
- 2 法人の名称
特定非営利活動法人 ほっとらんど
- 3 代表者職・氏名
理事 佐々木 正明
- 4 主たる事務所の所在地
千歳市東雲町 2 丁目 11 番地
- 5 変更内容
・支援業務を行う事務所の所在地
(変更前)
ハウス西の里（北広島市西の里東 3 丁目 12 番地 4）
ハウスちとせ（千歳市朝日町 4 丁目 18 番地 1）
ロジック 21（北広島市中央 2 丁目 8 番地 20）
(変更後)
ハウス西の里（削除）
ハウスちとせ（削除）
ロジック 21（削除）
- 6 変更しようとする日
ハウス西の里・ハウスちとせ：令和 5 年（2023 年）2 月 15 日
ロジック 21：令和 4 年（2022 年）10 月 1 日